

2	法定	自主
	○	

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月 30日

横須賀市長 殿

提出者

住所 神奈川県横浜市都筑区池辺町4615

氏名 株式会社ライクス 神奈川導管事業所
 所長 谷内豊治
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 045-932-0051

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ライクス 神奈川導管事業所		自主管理番号 (2247)
事業場の所在地	神奈川県横浜市都筑区池辺町4615		TEL(連絡先): 045-932-0051
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年間)		
当該事業場に関する事項			
① 事業の種類	D-建設業 (具体的には) ガス工事		
② 事業の規模 ※ 前年度実績を記入、医療機関は前年度末時点の病床数を記入。	製造業	製造品出荷額	百万円
	建設業	エリア内元請完成工事高	1900 百万円
	医療機関	病床数	床
	その他の業種	売上高	百万円
	(上記項目に該当しない場合にはこちらに記載をしてください。)		
③ 従業員数	25		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程 ※ 産業廃棄物の種類ごとに記入	別紙参照		



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類数	2 種類	* 種類ごとの前年度排出量は、別紙のとおり。
	① 排出量	1,011.0 t	
	(これまでに実施した取組)		
	少副掘削工法による廃棄物の排出削減 非開削工法による廃棄物の排出削減		
② 計画	【(令和5年度)目標】		
	産業廃棄物の種類数	2 種類	* 種類ごとの本年度排出目標量は、別紙のとおり。
	① 排出量	909.9 t	
	(今後実施する予定の取組)		
	少副掘削工法による廃棄物の排出削減 非開削工法による廃棄物の排出削減 上記取組みにより、10%の削減を目標とする。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	再生処理を念頭においた分別を徹底する。 分別しやすい工程にする。 分別効果を含めた研修等により、従業員の意識改革を図る。	
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	(目標) 上記分別処理の維持 (具体的取組) マニフェスト伝票による管理	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	②+⑧ 自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0	t
	* 種類ごとの前年度自ら再生利用量は、別紙のとおり。		
	(これまでに実施した取組)		
	再生アスコン、再生砕石を使用 再生利用品を使用することに、工事発注者への理解を求めていく。 再生処理を中心とした産業廃棄物処理業者を選定し、委託契約を締結する。		
② 計画	【(令和5年度)目標】		
	②+⑧ 自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t
	* 種類ごとの本年度自ら再生利用量は、別紙のとおり。		
	(今後実施する予定の取組)		
	(目標) 再生アスコン、再生砕石の使用促進 (具体的取組) 小掘削での使用		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	⑤ 自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	t
	* 種類ごとの前年度自ら熱回収を行った量は、別紙のとおり。		
	⑦ 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	t
	* 種類ごとの前年度自ら中間処理により減量した量は、別紙のとおり。		
	(これまでに実施した取組)		
	該当なし		
② 計画	【(令和5年度)目標】		
	⑤ 自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t
	* 種類ごとの本年度自ら熱回収を行う量は、別紙のとおり。		
	⑦ 自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t
	* 種類ごとの本年度自ら中間処理により減量する量は、別紙のとおり。		
	(今後実施する予定の取組)		
	該当なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】		* 種類ごとの前年度自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量は、別紙のとおり。
	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組)		
	該当なし		
② 計画	【(令和5年度)目標】		* 種類ごとの本年度自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量は、別紙のとおり。
	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	
	(今後実施する予定の取組)		
	該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】		* 種類ごとの前年度処理委託量は、別紙のとおり。
	⑩ 全処理委託量	1,011.0 t	
	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0 t	
	⑫ 再生利用業者への処理委託量	1,011.0 t	
	⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0 t	
	⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	
	(これまでに実施した取組)		

② 計画	【(令和5年度)目標】	
	⑩ 全処理委託量	909.9 t
	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	t
	⑫ 再生利用業者への処理委託量	909.9 t
	⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	t
	⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
※ 事務処理欄		

* 種類ごとの本年度処理委託量は、別紙のとおり。

備考

- 1 この様式は、前年度(令和4年度)の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成し、提出してください。
また、前年度(令和4年度)の産業廃棄物の発生量が1,000トン未満の事業場にあつては、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市が推進する廃棄物自主管理事業へ参加するにあたり、事業場ごとに1枚作成し、提出してください。
- 2 当該年度(令和5年度)の6月30日までに提出してください。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入してください。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類(中分類)の区分を記入してください。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入してください。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入してください。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入してください。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入してください。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入してください。
- 7 第5面の※欄には、何も記入しないでください。

産業廃棄物処理計画書

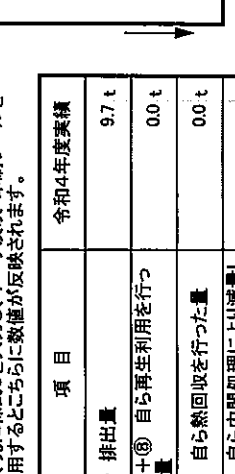
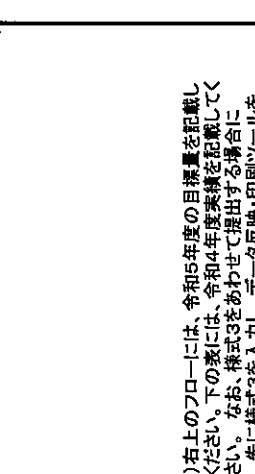
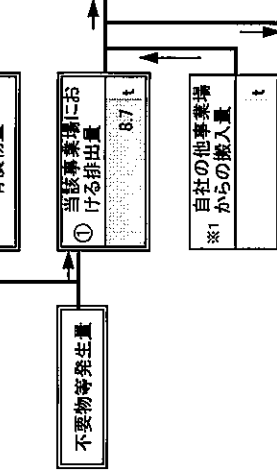
別紙処理フロー

令和5年度発生する産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した産業廃棄物の種類

※ 本用紙は産業廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる産業廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(単位:t/年)

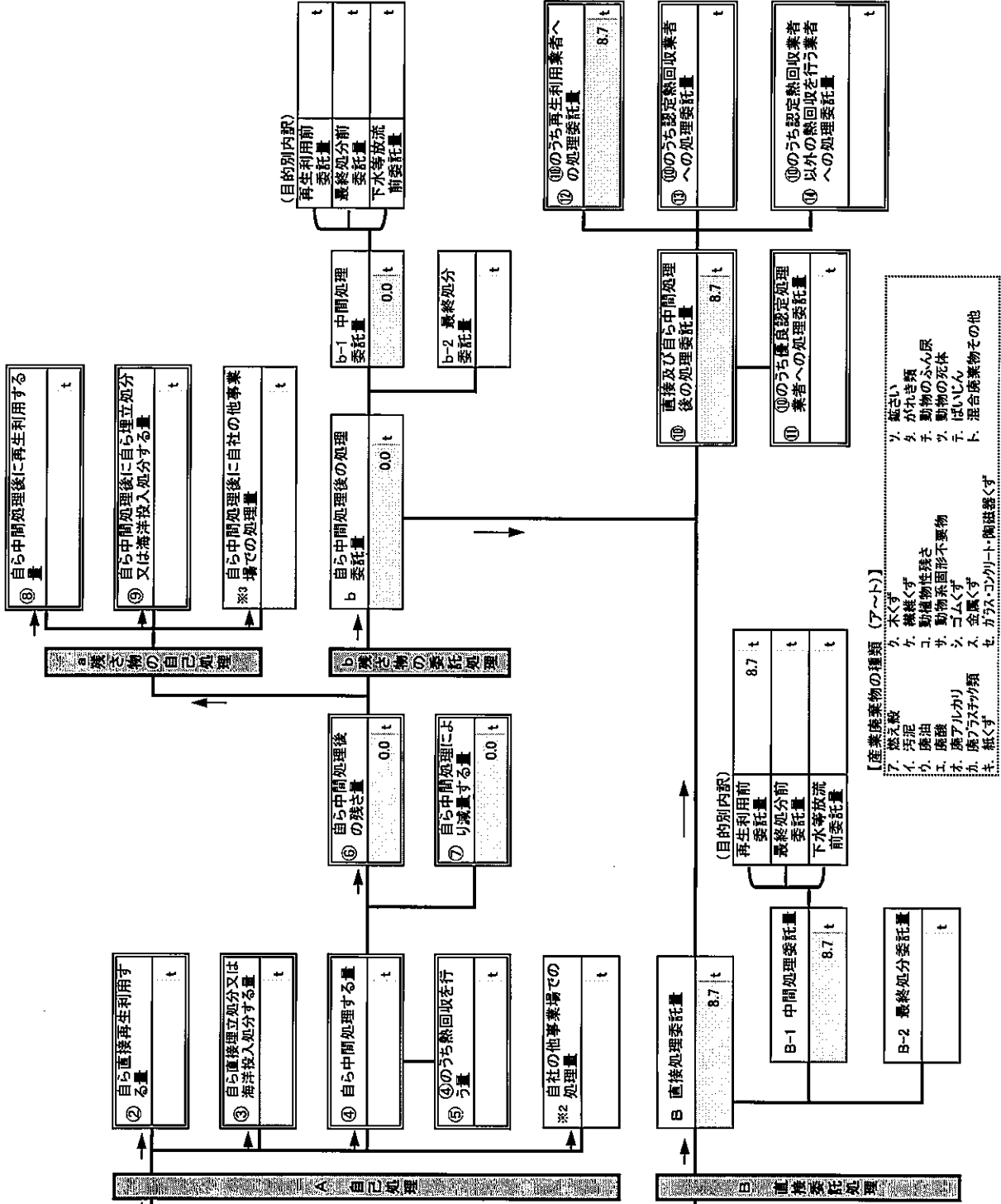


項目	令和4年度実績
① 排出量	9.7 t
②+③ 自ら再生利用を行った量	0.0 t
④ 自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.0 t
⑨+⑩ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑪ 全処理委託量	9.7 t
⑫ 優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑬ 再生利用業者への処理委託量	9.7 t
⑭ 認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
⑮ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

注) 右上のフローには、令和5年度の目標量を記載してあります。下の表には、令和4年度実績を記載してあります。なお、様式3をあわせて提出する場合には、先に様式3を入力し、データ反映・印刷ツールを使用するとこちらに数値が反映されます。

事業場名称 : 株式会社ライクス 神奈川購買事業所

2-2	法定	自主
	○	



- 【産業廃棄物の種類 (A~T)】
- ア. 燃え殻
 - イ. 汚泥
 - ウ. 廃油
 - エ. 廃酸
 - オ. アルカリ
 - カ. 金属くず
 - キ. 繊維くず
 - ク. 木材くず
 - ケ. 機械くず
 - コ. 動物性残さ
 - サ. 動物系固形不燃物
 - シ. コムくず
 - ス. ガラス・コンクリート・陶磁器くず
 - セ. 紙くず
 - ソ. 紙くず
 - タ. がれき類
 - チ. 動物の死体
 - テ. ばいじん
 - ト. 混合廃棄物その他

産業廃棄物処理計画書

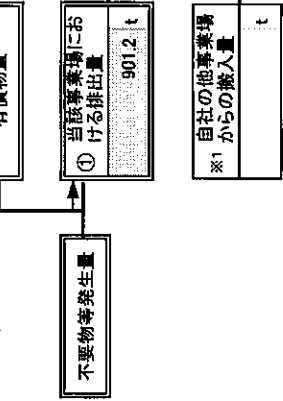
別紙処理フロー

令和5年度発生する産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した産業廃棄物の種類

※ 本川紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(単位:t/年)

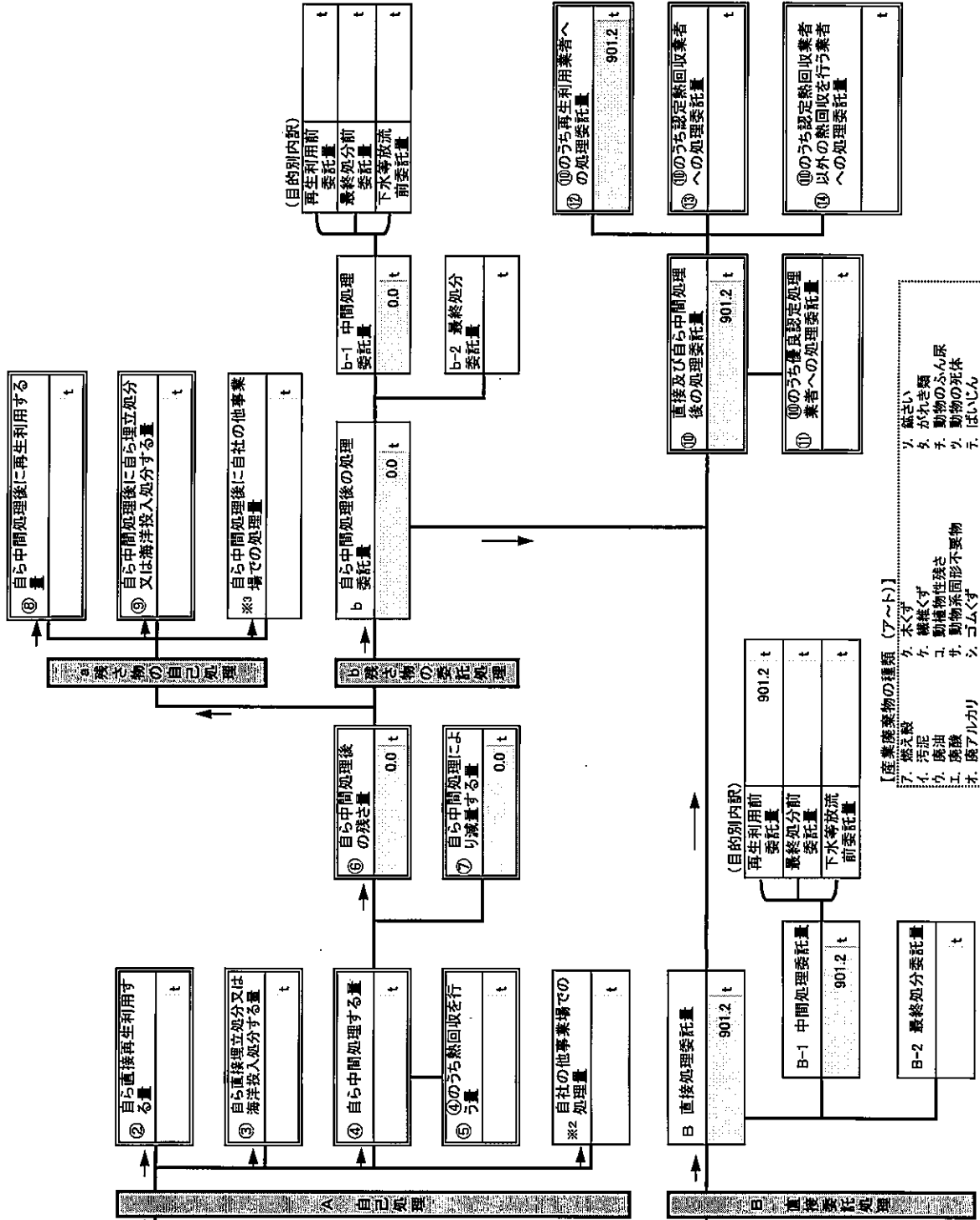


注) 右上のフローには、令和5年度の目標量を記載していただき、下の表には、令和4年度実績を記載してください。なお、様式3をお合わせて提出する場合には、先に様式3を入力し、データ反映・印刷ツールを使用するどちらに数値が反映されます。

項目	令和4年度実績
① 排出量	1,001.3 t
②+③ 自ら再生利用を行った量	0.0 t
④ 自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+④ 自ら埋立処分又は海洋投棄人処分を行った量	0.0 t
⑩ 全処理委託量	1,001.3 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫ 再生利用者への処理委託量	1,001.3 t
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

事業場名称 : 株式会社ライクス 神奈川製紙事業所

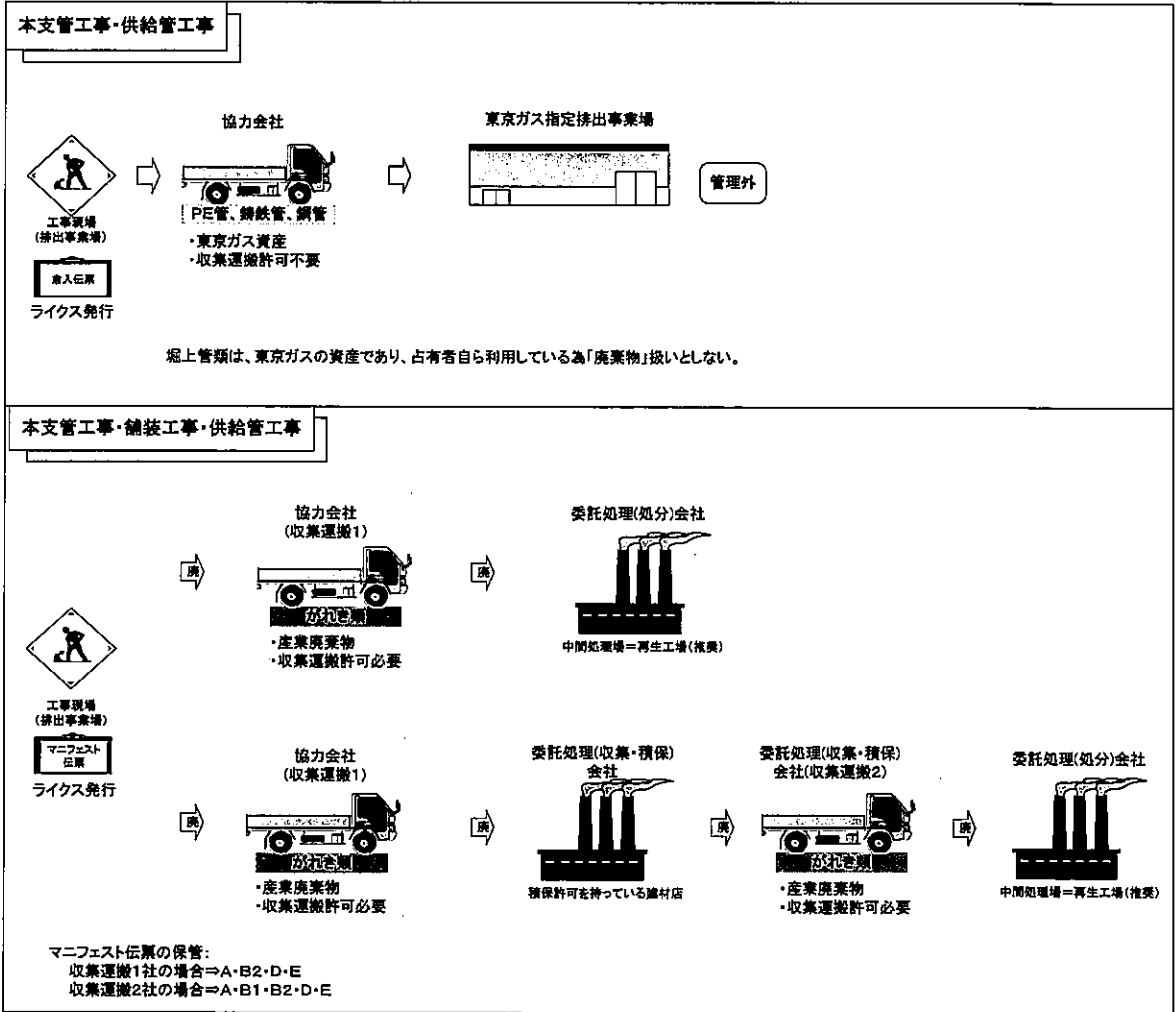
2-2 法定 自主



- 【産業廃棄物の種類 (ア～ト)】
- ア. 燃え殻
 - イ. 汚泥
 - ウ. 廃油
 - エ. 廃酸
 - オ. 廃アルカリ
 - カ. 廃プラスチック類
 - キ. 紙くず
 - ク. 繊維くず
 - ケ. 動植物性残さ
 - コ. 動物系固形不燃物
 - ク. アルカリ
 - セ. 廃ガラス
 - ソ. 陶磁器くず
 - タ. 金属くず
 - チ. ガラス・コンクリート・陶磁器その他
 - テ. ぬい
 - ト. がれき類
 - ツ. 動物のふん尿
 - テ. 動物の死体
 - ト. ばいじん
 - ト. 混合廃棄物その他

製品別産業廃棄物処理フロー

本支管ガス工事・舗装工事(製品No. I)・供給管ガス工事(製品No. II)



- : 再利用可能物/廃棄物
- : 産業廃棄物
- : 有価売却
- : マニフェスト伝票発行場所
- : 管理外/簡易管理になる段階

本支管ガス工事・舗装工事(製品No. I)・供給管ガス工事(製品No. II) 緊急保安工事

舗装切断時に発生する濁水処理①

協力会社 (収集運搬1) → 委託処理(処分)会社

工事現場 (排出事業場) → マニフェスト伝票 → ライクス発行 → 産業廃棄物・収集運搬許可必要 → 汚泥(濁水) → 中間処理場=再生工場(推奨)

注)汚泥の許可を取得している収集運搬業者・処分業者と委託契約を忘れずに。

舗装切断時に発生する濁水処理②

自己運搬 * 発生場所からライクス(自社)で直接中間処理場まで運搬する場合

工事現場 (排出事業場) → マニフェスト伝票 → ライクス発行 → ライクス → 汚泥(濁水) → 中間処理場=再生工場(推奨)

マニフェストの記載方法

- ①排出場所は、施工現場
- ②運搬受託者(1)欄に『自社運搬』と記入する。
- ③運搬担当者(1)欄に『社名』と『運搬者の氏名』を記入する。

注)汚泥の許可を取得している処分業者と委託契約を忘れずに。

舗装切断時に発生する濁水処理③

自己運搬 * 事業所で一時保管し複数件まとめてライクス(自社)で排出する場合

工事現場 → 別紙書面 → ライクス発行 * 1 → ライクス → 汚泥(濁水) → 事業所 (排出事業場) → 場内分別保管 → マニフェスト伝票 → ライクス発行 → ライクス → 汚泥(濁水) → 委託処理(処分)会社

* 1『産業廃棄物の収集運搬に係る備え付け書面』(法第十二条第1項)を発行し携帯すること。

【書面の記載事項】

- ①氏名又は名称及び住所
- ②産業廃棄物の種類及び数量
- ③積載日
- ④運搬元及び運搬先の名称・住所及び連絡先等

マニフェストの記載方法

- ①排出場所は、現場ではなくライクス事業所
- ②運搬受託者(1)欄に『自社運搬』と記入する。
- ③運搬担当者(1)欄に社名と運搬者の氏名

舗装切断時に発生する濁水処理④

* ライクス(自社)で事業所まで運搬し一時保管後、複数件まとめて委託処理業者で排出する場合

工事現場 → 別紙書面 → ライクス発行 * 1 → ライクス → 汚泥(濁水) → 事業所 (排出事業場) → 場内分別保管 → マニフェスト伝票 → ライクス発行 → 委託処理(収集)会社 (収集運搬1) → 汚泥(濁水) → 委託処理(処分)会社

* 1『産業廃棄物の収集運搬に係る備え付け書面』(法第十二条第1項)を発行し携帯すること。

【書面の記載事項】

- ①氏名又は名称及び住所
- ②産業廃棄物の種類及び数量
- ③積載日
- ④運搬元及び運搬先の名称・住所及び連絡先等

注)汚泥の許可を取得している収集運搬業者・処分業者と委託契約を忘れずに。

舗装切断時に発生する濁水処理⑤

* 協力会社で事業所まで運搬し一時保管後、複数件まとめて委託処理業者で排出する場合

工事現場 (排出事業場) → マニフェスト伝票 → ライクス発行 → 協力会社 → 汚泥(濁水) → 事業所 (排出事業場) → 場内分別保管 → マニフェスト伝票 → ライクス発行 → 委託処理(収集・積保)会社 → 汚泥(濁水) → 委託処理(処分)会社

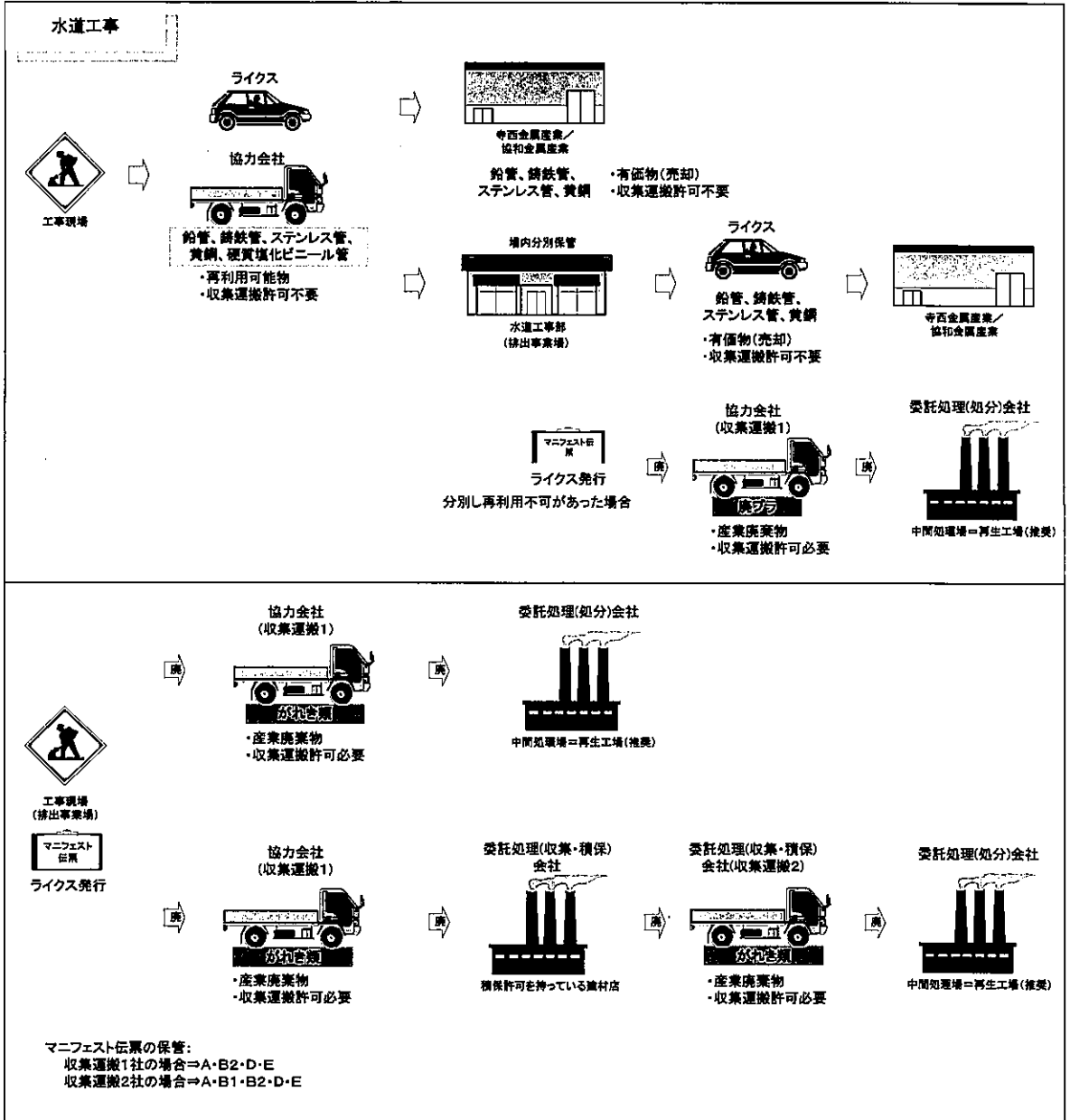
マニフェスト伝票の保管⇒A・B2

マニフェスト伝票の保管⇒A・B2・D・E

注)汚泥の許可を取得している収集運搬業者・処分業者と委託契約を忘れずに。

2016.7.1 記載: 乾式カッター使用時発生切粉も「汚泥」として上記ルールを適用する。

水道工事(製品No.Ⅲ)



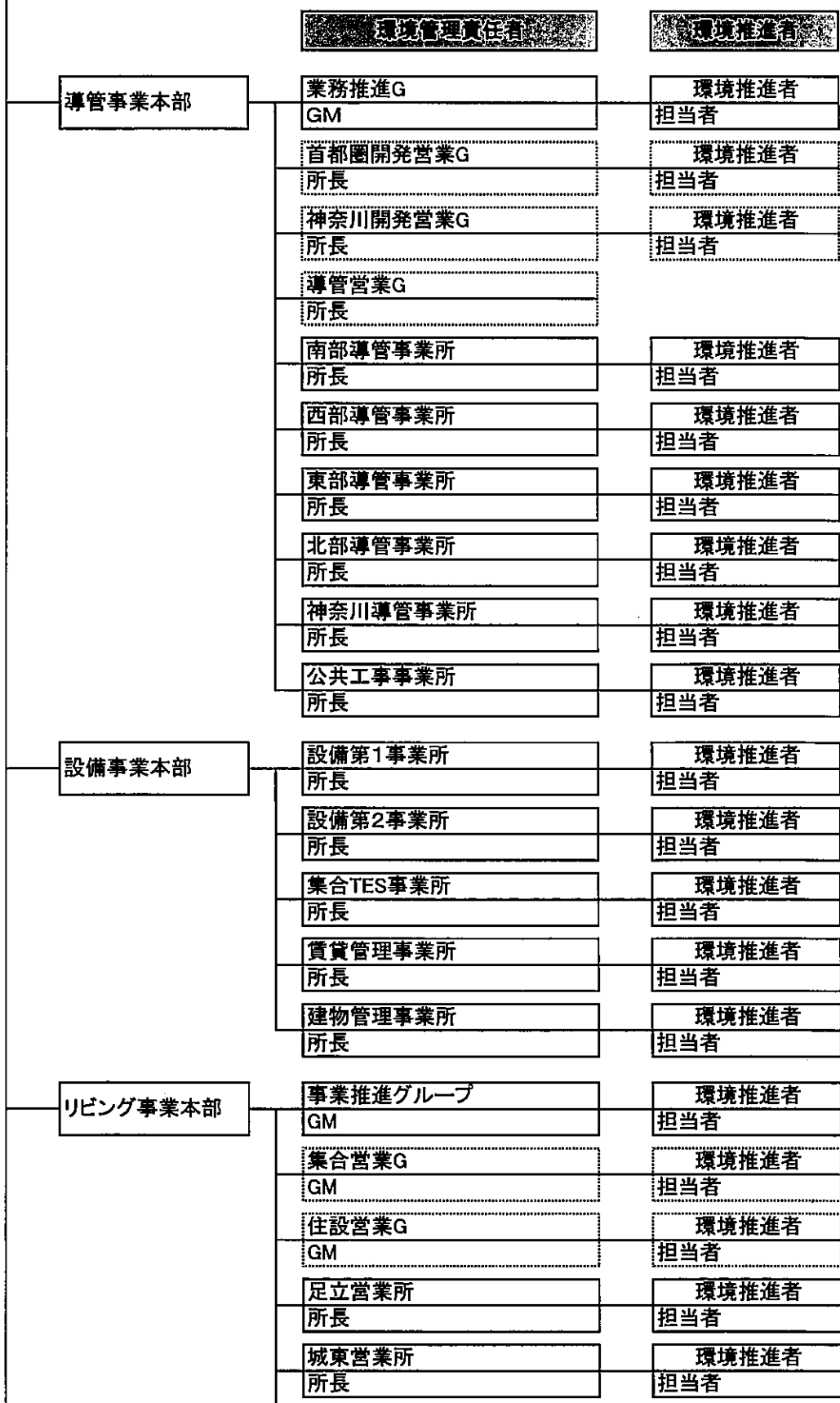
環境管理体制組織図

制定日:2005年12月9日
改定日:2023年 3月1日

環境統括管理責任者

環境統括管理責任者
安全品質環境本部長
環境副統括管理責任者
事業サポート本部長

業務統括	業務副統括	業務統括補佐	業務統括補佐	業務統括補佐
監査・ISO推進室	総務部	監査・ISO推進室	業務推進G	経理G





この組織図は、廃棄物処理法及び自治体条例並びに省エネ法の基本方針に基づく管理体制を構築し、事業活動における環境全般に関する管理責任を定める。

環境統括管理責任者は、全事業所の廃棄物管理及び事業活動における環境管理を統括する。

環境副統括管理責任者は、環境統括管理責任者を補佐する。

業務統括、同補佐は環境統括管理責任者及び環境副統括管理責任者を補佐し、各事業所・営業所・部を指導する。また、廃棄物業務及び事業活動における環境管理業務全般を監視し、必要に応じて環境統括管理責任者に報告する。

各事業所・営業所・部は、それぞれ環境管理責任者及び環境推進者を定める。

環境管理責任者・推進者の選定：

- 1) 環境管理責任者は、廃棄物及び事業活動における環境に関する十分な知識を有する者の中から環境統括管理責任者が任命する。
- 2) 環境推進者は、環境管理責任者が任命する。

環境管理責任者の責務：

- 1) 廃棄物及び事業活動における環境に関するすべての責任・権限を有する。
- 2) 廃棄物及び事業活動における環境に関する十分な知識を有し、適正な処理及び事業活動における環境を指導し管理する。
- 3) 廃棄物の排出状況の把握及び廃棄物置場を含む事務所内を巡回し、整備等の改善を指導し管理する。
- 4) 事業活動における環境側面を適切に管理し指導する。

環境推進者の責務：

- 1) 各組織の廃棄物処理業務及び事業活動における環境管理業務について環境管理責任者を補佐する。
- 2) 環境推進者研修に参加し、各所員または必要に応じて協力会社員へ周知する。

(注)

部・所

 左記の部・所は、建屋単位で監視・測定する廃棄物及び事務所環境全般の責任と権限を有する。

事業系一般廃棄物のみ管理する。